

笠間市と茨城県行政書士会との「災害時における支援協力に関する協定」の締結について

平成28年2月29日

茨城県行政書士会

会長 國井 豊

茨城県行政書士会では、災害時における支援協力に関する協定を、下記により笠間市と締結いたしました。

これは、先の東日本大震災を踏まえ、大規模災害発生時に市からの要請に応じ、茨城県行政書士会が直ちに無料相談窓口を設置するなど、行政書士業務により被災者支援を行おうとするものです。

今回の協力協定は、災害が発生した場合に、笠間市からの要請により、本会の水戸支部（支部長 木村 司）が窓口となり、茨城県行政書士会が被災者支援を実施しようとするものです。

記

- 1 支援協力に関する協定相手方： 笠間市
- 2 支援協力に関する協定締結日： 平成28年2月29日
- 3 協定締結の状況

笠間市役所において、山口伸樹市長と國井豊茨城県行政書士会会長が協定書に調印を行いました。

出席者

笠間市側 山口伸樹市長、野口文男総務課長、岡野裕総務課長補佐
西山浩太総務課危機管理室長、長谷川正彦総務課危機管理室係長、

本会側 國井豊会長、郡司孝夫副会長、木村司水戸支部長
常井光一水戸支部会員 永井久水戸支部会員

4 災害協定の主な内容

本会は、笠間市の要請により無償で次の業務を行う。

- ① 被災者支援相談窓口の開設
- ② 笠間市への本会会員の派遣
- ③ その他、被災者支援のために笠間市が必要とする事業への協力
- ④ 支援要請手続及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会水戸支部を経由して行う。

5 茨城県行政書士会が、既に災害時における被災者支援協力のための協定を締結した自治体（15市町村）

北茨城市（H24年7月）、水戸市（H26年5月）、行方市（H26年7月）
日立市（H26年8月）、東海村（H26年8月）、常陸太田市（H26年10月）
那珂市（H26年10月）、城里町（H27年4月）、つくば市（H27年7月）
潮来市（H27年11月）、龍ヶ崎市（H27年11月）、鉾田市（H27年12月）
神栖市（H27年12月）、鹿嶋市（H28年1月）、かすみがうら市（H28年2月）

添付資料： 協定書の写し 協定書調印の状況（写真）